

第 5 号 議 案

令和 5 年度長崎県県営林特別会計予算

令和 5 年度長崎県県営林特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ279,333千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令 和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 34,512
	1 国庫負担金	2,117
	2 国庫補助金	32,395
2 財産収入		112,138
	1 財産運用収入	25
	2 財産売却収入	112,113
3 繰入金		107,643
	1 一般会計繰入金	104,832
	2 基金繰入金	2,811
4 繰越金		8
	1 繰越金	8
5 諸収入		32
	1 雑入	32
6 県債		25,000
	1 県債	25,000
歳入合計		279,333

歳 出

款	項	金 額
1 農林水産業費		千円 279,333
	1 林 業 費	123,262
	2 公 債 費	156,071
歳 出 合 計		279,333

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>県営林造林事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円 25,000</p>	<p>普通貸借</p> <p>(借入先) (株)日本政策金融公庫</p> <p>(借入時期) 令和5年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。</p>	<p>(株)日本政策金融公庫法第12条第2項及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第5条第2項により(株)日本政策金融公庫の定めるところによる。</p>	<p>借入時期から40年以内(うち据置期間25年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。</p>
<p>計</p>	<p>25,000</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p style="text-align: center;">/</p>